

# 希望番号等の申込から交付開始までの期間延長措置の短縮について

令和 2 年 7 月 9 日

(一社) 岩手県自動車整備振興会

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、政府の要請に応じてナンバープレートの製作体制を縮小するなどして、希望番号等（再交付・交換含む）の申込から交付開始までの期間延長措置を講じてきたところです。今後は、新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら、延長措置開始前の日数に段階的に戻していく予定としております。つきましては、当面の間、下記のとおり申込から交付開始までの期間延長措置を短縮することと致しましたのでご理解をお願い致します。

## 記

### 1 期間延長措置の短縮開始日

**令和2年7月20日(月)の予約確定分**から当面の間となります。

### 2 期間延長措置の短縮期間

- (1) ペイント式 → 8 営業日から**6営業日に短縮**
- (2) 字光式 → 10 営業日から**7営業日に短縮**
- (3) 図柄入り → 15 営業日から**12営業日に短縮**

### 3 期間延長措置短縮開始日までの交付日調整

後から予約した分が先に交付されないよう令和2年7月16日(木)・17日(金)の予約確定分につきましては、交付開始までの期間を順次

短縮して7月20日(月)予約確定分と同様になるよう対応することと致します  
ので予めご理解をお願い致します。

**○ 7月16日(木)・17日(金)予約確定分の交付開始日**

- ・ペイント → **7月29日(水)**
- ・字光式 → **7月30日(木)**
- ・図柄入り → **8月6日(木)**